

# 印鑑登録



登録する本人が窓口にお越しになりますか？  
(本人とは、印鑑登録証や実印を紛失したため再登録する方を含みます。)

はい

いいえ

写真入りの本人確認資料(図1参照)をお持ちですか？

代理人の来庁により印鑑登録ができます

はい

いいえ

横芝光町で印鑑登録をしている方で申請者の保証人として一緒に来庁できる方はいますか？

はい

いいえ

① 登録する印鑑  
② 公的機関が発行する写真付きの身分証明書  
※下記図1参照  
  
登録する本人が来庁してください。

① 登録する印鑑  
② 本人確認ができる身分証明書  
※下記図2参照  
③ 保証人の印鑑登録証  
④ 保証人の登録している印鑑  
⑤ 保証人の身分証明書  
※下記図1、図2参照  
  
登録する本人及び保証人が一緒に来庁してください。

① 登録する印鑑  
② 本人確認ができる身分証明書  
※下記図2参照  
  
登録する本人が来庁してください。

① 登録する印鑑  
② 委任状  
※下記図3参照  
③ 代理人の身分証明書  
※下記図1、図2参照  
委任された代理人が来庁してください。

**印鑑登録証を即日交付**  
印鑑登録証明書も発行することができます。

印鑑登録証は即日交付できません。  
本人宛に「照会書」を郵送しますので、再度窓口へお越しいただきます。

郵送のため 2~3日かかります。

自宅に届いた照会書及び来庁する方の身分証明書、認印を持参し、本人または代理人が来庁してください。

※照会書には本人が記入し登録する印を押します。また、代理人が来庁する場合は、照会書の委任欄に記入された代理人に限ります。

**本人確認資料 図1**

**写真あり** の場合は1点確認

- 個人番号(マイナンバー)カード ○運転免許証 ○パスポート
- 在留カード ○住基カード(写真入りカードに限る)
- 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
- その他**官公署から発行された写真入り**身分証明書(有効期間内のものに限ります。)

**本人確認資料 図2**

**写真なし** の場合は2点確認

- 保険証 ○国民年金手帳 ○年金証書 ○学生証
- 通帳、キャッシュカード ○住基カード(写真なし)
- 病院の診察券(名前入りのもの) ○社員証 など(有効期間内のものに限ります。)

※このほか、口頭で質問させていただく場合があります。  
印鑑登録は平日のみの受付となります。

**委任状 図3**

(代理人)  
住所  
氏名  
生年月日

上記のものを私の代理人と定め、  
印鑑登録の手続き  
印鑑登録廃止の手続き を委任します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(登録者)  
住所  
氏名  
生年月日

印  
※登録する印を押してください。

## 印鑑登録について

### ■登録できる人

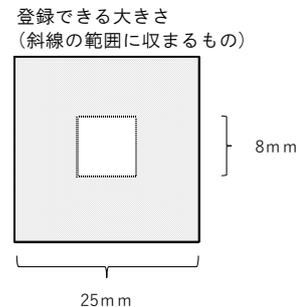
- ・横芝光町に住民登録している方
- ※15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。

### ■登録できる印鑑

- ・氏名、氏のみ、名のみ、氏名の一部を組み合わせた印鑑
- ※登録できる印鑑はひとり一つです。

### ■登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外のものを併せて表記しているもの
- ・ゴム印など変形しやすいもの
- ・印鑑の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの
- ・1辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- ・印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの
- ・ほかの人が登録しているもの
- ・欠けた印など印鑑として適当でないもの
- ・その他登録印として適当でないもの(輪郭がないまたは輪郭が二重、指輪印、逆彫りなど)



### ■登録の手続き

#### 本人が登録する方法

- ・印鑑、本人であることが確認できるもの(運転免許証、パスポートなど官公庁が発行した写真付きの身分証明書)または、保証人(横芝光町に印鑑登録している方)による登録

写真付きの身分証明書がない場合は、即日での登録はできません。町から郵送される照会書を14日以内に回答・持参してからの登録となります。

#### 代理人が登録する場合

- ・委任状、登録する方の印鑑、代理人の身分証明書が必要となります
- 代理人の場合は、即日での登録はできません。町から郵送される照会書を14日以内に回答・持参してからの登録となります。
- 委任状及び回答書は登録する本人が書いてください。

### ■印鑑登録証明書が必要なとき

〈持参するもの〉

印鑑登録証・身分証明書

(代理人の場合は、登録者の印鑑登録証・代理人の身分証明書)

登録した印鑑をお持ちいただいても、印鑑登録証がなければ、印鑑登録証明書は発行できません。

### ■登録の廃止

登録を廃止する場合は、印鑑登録の廃止届を提出してください。

町外に転出される場合は、転出した時点で自動的に印鑑登録が廃止されます。

また、町内で住所の変更をした場合は、自動的に印鑑登録証明書の住所も変更されます。

〈持参するもの〉

身分証明書(写真付きのもの)、印鑑登録証

※本人が申請できないときは、委任状を代理人が持参してください。

### ■登録証をなくしたとき

印鑑登録証をなくした場合は、印鑑登録証の亡失届を提出してください。

※本人が申請できないときは、委任状を代理人が持参してください。

登録証をなくした場合、印鑑登録証明書の発行はできませんので、必要な方は再度印鑑登録をしてください。

〈持参するもの〉

身分証明書

代理人の場合は委任状

再登録する印鑑

印鑑登録証の再発行は手数料がかかります。(再発行手数料300円)

